

京都市告示第 401 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 1 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	鞍馬水0038号	左京区鞍馬本町143番地地先 同上	
2	久我水5009号	伏見区久我森の宮町10番地の319地先 同町10番地の22地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	羽束師水0029号	伏見区羽束師菱川町716番地地先 同町708番地の 2 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)